

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと 確保方策に係る実績の評価（令和2年度）

(1) - 1	利用者支援事業（特定型・基本型）	・・・1
(1) - 2	利用者支援事業（母子保健型）	・・・2
(2)	地域子育て支援拠点事業	・・・3
(3)	妊婦健康診査事業	・・・4
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	・・・5
(5)	養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）	・・・6
(6)	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	・・・7
(7)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	・・・8
(8) - 1	一時預かり事業 幼稚園等における一時預かり（幼稚園型）	・・・9
(8) - 2	一時預かり事業 保育所における一時預かり（一般型）	・・・10
(9)	時間外保育（延長保育）事業	・・・11
(10)	病児保育事業	・・・12
(11)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	・・・13
(12)	実費徴収に係る補足給付事業	・・・14
(13)	多様な事業者の参入促進事業	・・・15

本計画の内容	事業名	(1) - 1 利用者支援事業 (特定型・基本型)				
	所管部	こども未来部 (子育て支援課・こども家庭課)				
	事業の概要等	<p>【事業概要】 児童及びその保護者、妊婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業</p> <p>【対象】 児童とその保護者</p> <p>【実施内容・確保方策 (提供体制) など】 ・教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用に関する相談に応じます ・個々の家庭状況に即した適切なサービスが円滑にできるよう、利用者支援専門員の配置を継続します 【子育て支援課に特定型1名 (※1)、こども家庭課に基本型1名 (※2) を配置】</p> <p>※1 特定型・・保育サービス等の情報提供や相談等を行うもの ※2 基本型・・子育てに関する幅広い相談や支援、関係機関との連絡調整等を行う</p>				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (実施箇所数)	2	2	2	2	2
確保方策 (提供体制) (実施箇所数)	2	2	2	2	2	

計画に対する評価等	需要量の見込みに対する実績	2				
	確保方策 (提供体制) に対する実績	2				
	評価	<p>【特定型】 保育サービスに関する相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援等を行う職員を1名配置し保護者に対して適正な保育所入所申込の案内や保育所等の選択について489件の相談・情報提供を行った。</p> <p>【基本型】 個々の家庭のニーズに沿ったサービスについての相談、情報提供を行うため、職員を1名配置し発達支援センターや令和2年9月に開設した子育て世代包括支援センターの事業に出向き、21件の相談・情報提供などを行った。</p>				
	今後の方向性など	<p>【特定型】 教育・保育施設の利用に関する相談は多く、現行のまま、保護者に対する情報提供体制を維持するため、事業を継続していく。</p> <p>【基本型】 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のないワンストップの総合相談窓口を目指し、令和3年度からは、子育て世代包括支援センターにおいて「母子保健型」と「基本型」を一体的に実施している。</p>				
備考						

本計画の内容	事業名	(1) ー2利用者支援事業(母子保健型)				
	所管部	こども未来部(こども家庭課)				
	事業の概要等	<p>【事業概要】 児童及びその保護者、妊婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業</p> <p>【対象】 妊産婦・就学前児童とその保護者</p> <p>【実施内容・確保方策(提供体制)など】 ・妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応するため、専任の保健師を子育て世代包括支援センターに1名配置します ・妊娠の届出等の機会を通じて全ての妊産婦の状況を把握し、特に支援を必要とする妊産婦に必要な母子保健サービスが早期に提供されるよう関係機関と協力しながら支援を行います ・相談内容や地域の実態に応じて、母子保健施策の整備、体制について検討します</p>				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み(実施箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(提供体制)(実施箇所数)	1	1	1	1	1	
計画に対する評価等	需要量の見込みに対する実績	1				
	確保方策(提供体制)に対する実績	1				
	評価	<p>令和2年9月17日に小樽市保健所内へ子育て世代包括支援センターにここを新設した。専任の保健師1名を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供するために、利用者支援事業(母子保健型)を開始し、母子手帳交付時の相談対応など、来所又は電話による相談件数は126件であった。子育て世代包括支援センター開放事業においては、子どもの成長発達の確認等母子保健の支援を充実させるほか、参加者の相談体制を強化するために、利用者支援事業(基本型)の相談員と連携し、125人の参加があった。</p>				
	今後の方向性など	<p>様々な機会を利用して子育て世代包括支援センターの周知を図り、引き続き妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供できるよう努めていく。</p>				
	備考					

事業名		(2) 地域子育て支援拠点事業				
本計画の内容	所管部	こども未来部（子育て支援課）				
	事業の概要等	<p>【事業概要】 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業</p> <p>【対象】 就学前児童とその保護者</p> <p>【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・子育て支援拠点施設4か所（子育て支援センター3か所、わくわく広場（民営）1か所）において、開故事業、子育て講座や育児相談等を行い、親子の交流や保護者同士の情報交換、仲間作りの場を提供します ・利用者のニーズの把握に努め、地域性や利用者の年齢等を考慮しながら今後の実施内容や体制について検討し、関係機関や子育て支援ボランティア等と連携を図りつつ、地域から子育て家庭を支える取組を進めます ・様々な形態の情報を提供すべく、子育て支援センターやわくわく広場で発行する情報誌のほか、広報おたるや市ホームページなどを活用し、最新の情報を提供します</p> <p>※子育て支援センター：奥沢保育所併設「げんき」、赤岩保育所内「風の子」、銭函保育所併設「あそぼ」 ※わくわく広場：朝里幼稚園敷地内施設</p>				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み （延べ利用人数/月） ※利用世帯数	500	500	500	500	500
	確保方策（提供体制） （延べ利用人数/月） ※募集世帯数	650	650	650	650	650
	需要量の見込み に対する実績	273				
確保方策（提供体制） に対する実績	521					
計画に対する評価等	評価	<p>コロナ禍の中、町内会館や児童館等に出向いて実施する自由参加の事業については、感染拡大防止の観点から、定員制・事前申込制に変更し工夫をしながら事業を再開することで、親子の交流の場を提供することができた。</p> <p>また、情報誌や「おたる子育て応援アプリby母子モ」等で子育て支援事業の周知を図った。</p>				
	今後の方向性など	引き続き、親子の交流や保護者同士の情報交換、仲間作りの場を提供し新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策を取りながら事業を継続していく。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(3) 妊婦健康診査事業				
	所管部	こども未来部（こども家庭課）				
	事業の概要等	<p>【事業概要】</p> <p>妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業</p> <p>【対象】</p> <p>妊婦</p> <p>【実施内容・確保方策（提供体制）など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、妊婦一般健康診査14回分と超音波検査6回分を公費負担とします。（検査項目①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導、④妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査） 今後も医療機関等の協力を得て、全ての妊婦が必要な時期に受診できる体制を維持します 				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み （延べ受診人数/月）	455	437	420	402	387
	確保方策（提供体制） （健診回数）	5,122	4,919	4,728	4,525	4,356

計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	411				
	確保方策（提供体制） に対する実績	4,949				
	評価	令和2年度の1人当たりの受診件数は12回。1人当たりの受診件数は横ばいの状態であり、継続して妊婦の受診の機会を確保できているものと判断する。				
	今後の方向性など	今後も、出産費用の軽減、安心して出産できる環境整備、妊娠期を安全に過ごせるよう、事業を継続していく。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(4) 乳児家庭全戸訪問事業				
	所管部	こども未来部 (こども家庭課)				
	事業の概要等	<p>【事業概要】</p> <p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児相談に応じ、助言その他の援助支援を行う事業</p> <p>【対象】</p> <p>生後4か月までの乳児がいる全ての家庭</p> <p>【実施内容・確保方策（提供体制）など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児等に関する不安や悩みの聴取、子育て支援に関する情報提供、要支援家庭に対するサービスの提供や関係機関との連絡調整等を通して、乳児のいる家庭の地域からの孤立化を防ぎ、母親や家族が安心して子育てができる環境づくりを行うため、全戸訪問を実施します ・訪問結果に応じた継続支援の取組や関係機関等との連携を図り、適切な支援に努めます 				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (延べ訪問件数/年)	501	482	465	447	431
	確保方策（提供体制） (訪問実施率)	100%	100%	100%	100%	100%
計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	405				
	確保方策（提供体制） に対する実績	94.2%				
	評価	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で訪問を拒否する世帯が増加し、訪問実施率がやや減少した。しかし、実施率は94.2%と比較的高い水準を保っている。訪問した世帯については、訪問時にエジンバラ産後うつ質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票を全数実施し、出産後の母親の精神面へのフォローに努めた。また、訪問できなかった世帯については、1か月児健診の結果や予防接種歴により、第三者により乳児が現認されていることを確認しており、対象者の状況について全数把握できるよう努めた。				
	今後の方向性など	今後も、育児に関する不安や悩みへの対応、子育て支援に関する情報提供、要支援家庭に対するサービスの提供や関係機関との連携をとおして、乳児のいる家庭が地域から孤立することを防ぎ、健全な育成環境の確保を図るため、本事業を継続していく。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)				
	所管部	こども未来部(こども家庭課)				
	事業の概要等	<p>【事業概要】</p> <p>①養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</p> <p>②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を構成する関係機関(児童相談所、警察、小・中学校、保育園、幼稚園、病院等)の専門性の強化を図る事業</p> <p>【対象】</p> <p>①0歳～5歳の児童がいる養育支援が必要な家庭 ②児童とその保護者</p> <p>【実施内容・確保方策(提供体制)など】</p> <p>①乳児家庭全戸訪問事業や児童虐待相談等により、児童の養育に支援が必要と判断した家庭に対し、保健師が専門的な相談・指導を行い、ヘルパーが育児・家事援助を行います ②児童虐待のリスクを抱える家庭に対し、子どもを守る地域ネットワークを活用し、未然防止に向け早期に関係機関と連携しながら支援の強化を図ります</p>				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (実訪問人数/年)	2	2	2	2	2
	確保方策(提供体制) (訪問実施率)	100%	100%	100%	100%	100%
	計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	2			
確保方策(提供体制) に対する実績		100%				
評価		<p>①養育支援訪問事業 専門的相談支援世帯数、育児・家事援助世帯数は共に2世帯(前年度と比べ増減なし)。対象世帯に対し、保健師による児童の養育に関する専門的な相談、指導又は助言及びヘルパーによる育児・家事支援を実施し、適切な養育の実施を確保することができた。</p> <p>②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ネットワーク会議等を通じ、連携を強化することができた。</p>				
今後の方向性など		令和3年度から母子保健担当部署と児童虐待の対応部署を統合したことにより、更なる連携の強化を図り、本事業の実施により、必要な世帯について養育支援訪問の利用につなげていく。				
備考						

本計画の内容	事業名	(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)				
	所管部	こども未来部 (こども家庭課)				
	事業の概要等	<p>【事業概要】</p> <p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業 (短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業) 及び夜間養護等事業 (トワイライトステイ事業))</p> <p>【対象】</p> <p>児童 (1歳~17歳) とその保護者</p> <p>【実施内容・確保方策 (提供体制) など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内には児童養護施設がないため、市外の児童養護施設 (仁木町・蘭越町・札幌市北区) が受入先となり、養育を受けることが一時的に困難となった児童の養育・保護を行います 利用希望があった際に迅速に対応できるよう、実施施設の空き状況を定期的に確認し、現状把握に努めます 今後においては、受入先を確保するため、現在の実施施設数を確保すると共に、利用人数がさらに増えた場合は実施施設数の増加について検討します 				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (実利用人数/年)	10	10	10	10	10
	確保方策 (提供体制) (実施施設数)	3	3	3	3	3
計画に対する評価等	需要量の見込みに対する実績	5				
	確保方策 (提供体制) に対する実績	3				
	評価	令和2年度の実利用人数は5人。前年度より1人減。申請があった5人全員に対し、適切な保護を実施することができた。トワイライトステイは受入施設が無いため、実施していない。				
	今後の方向性など	引き続き事業を継続していくが、市内には受入施設 (児童養護施設等) が無いため、児童送迎の利便性が悪いことや利用期間中の児童の登園、登校が困難となっている。 令和3年度の法改正により、受け入れ先の範囲が拡大し、里親等が可能となった。市内の里親等に委託するに当たり、課題を整理していく。				
備考						

本計画の内容	事業名	(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)				
	所管部	こども未来部 (子育て支援課)				
	事業の概要等	<p>【事業概要】 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者 (依頼会員) と当該援助を行うことを希望する者 (提供会員) との相互援助活動に関する連絡及び調整等を行う事業</p> <p>【対象】 児童 (0歳~小学校6年生) とその保護者</p> <p>【実施内容・確保方策 (提供体制) など】 ・NPO法人との委託契約により、市内にファミリー・サポート・センターを設置しており、同センターが、保育園や幼稚園の送迎等の援助活動に関する会員間の連絡及び調整を行います ・市ホームページ、公共施設や親子が利用する施設等へのチラシの設置のほか、親子が集うイベント等に参加し、一層の周知に努めます ・より円滑な援助活動の推進及び提供会員の更なる増加に向けて、「提供会員養成講習会」を継続して実施し、提供会員の確保に努めます</p>				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (延べ利用人数/年)	780	780	780	780	780
	確保方策 (提供体制) (延べ利用人数/年)	780	780	780	780	780

計画に対する評価等	需要量の見込みに対する実績	700				
	確保方策 (提供体制) に対する実績	700				
	評価	<p>提供会員を確保するための講習会を前年同様年2回開催し新たに11名が登録した。令和2年度実績は、提供会員数125人 (前年比7人減)、提供と依頼の双方となる両方会員数32人 (前年比5人増) を確保した。 新型コロナウイルス感染症の影響のため、令和2年度の延べ利用人数は700人。前年度と比較し48人減となったが保護者の希望に沿った援助活動を実施することができた。</p>				
	今後の方向性など	<p>令和3年度においても引き続き提供会員の確保に努めるほか、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図りながら事業を継続していく。</p>				
備考						

本計画の内容	事業名	(8) -1 一時預かり事業 幼稚園等における一時預かり(幼稚園型)					
	所管部	こども未来部(子育て支援課)					
	事業の概要等	<p>【事業概要】 幼稚園、認定こども園において通常の教育時間以後や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象に実施することにより、保護者の育児負担の軽減を図る事業</p> <p>【対象】 幼稚園等の在園児童とその保護者</p> <p>【実施内容・確保方策(提供体制)など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、認定こども園での一時預かりは、通常の教育時間以後の時間や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象として実施します 保護者の育児負担の軽減に資する事業でもあり、ニーズ動向に留意しながら、市全体の実施体制について検討します 					
	計画の指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み(延べ利用人数/年)	幼稚園等における一時預かり(1号認定)	6,809	6,520	6,134	5,992	5,699
	幼稚園等における一時預かり(2号認定)	83,643	80,098	75,354	73,606	70,010	
確保方策(提供体制)(延べ利用人数/年) ※定員数×実施日数		313,440	313,440	313,440	313,440	313,440	

計画に対する評価等	需要量の見込みに対する実績	幼稚園等における一時預かり	74,497				
	確保方策(提供体制)に対する実績		321,276				
	評価	<p>本事業は17か所の幼稚園、認定こども園で実施し、令和2年度の利用実績は、延べ利用人数が4,654人で、施設を利用する保護者のニーズに対応し、提供体制は十分確保することができた。</p> <p>なお、計画の需要量の見込みの1号認定6,809人、2号認定83,643人については、国の手引きにより算出したものであるが、就学前児童の保護者を対象に行ったニーズ調査の結果を基に、保護者の就労状況や母親の就労意向などに算出した就業形態の割合、また、一時預かりの利用を希望する割合など潜在的需要の要素も含まれた数値を用いていることから、実態にそぐわない数値となっている。現在の算出方法では、利用実態との乖離が大きいことから、計画の中間見直しの際、算出方法を見直す予定である。</p>					
	今後の方向性など	<p>本事業の対象とならない私立幼稚園等においても預かり保育を実施しており、各施設において保護者のニーズに対応している。引き続き、保護者のニーズに応えるため、幼稚園における一時預かりを実施していく。</p>					
備考	<p>「確保方策(提供体制)に対する実績」は、1号認定等の定員1,306人×246日(令和2年度の土曜日、日曜日及び祝日を除く日数)で算出した。</p>						

本計画の内容	事業名	(8) - 2 一時預かり事業 保育所における一時預かり (一般型)				
	所管部	こども未来部 (子育て支援課)				
	事業の概要等	<p>【事業概要】 保育所において一時的に保育を必要とする児童を預かることにより、保護者の育児負担の軽減を図る事業</p> <p>【対象】 在園児以外の就学前児童とその保護者</p> <p>【実施内容・確保方策 (提供体制) など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所での一時預かりは、通常保育の対象とならない保護者の週2、3日程度の就労や、急病や入院などに伴う緊急・一時的な保育又は保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などのため、一時的に保育を必要とする児童を対象として実施します ・保護者の育児負担の軽減に資する事業でもあり、ニーズの動向に留意しながら、市全体の実施体制について検討します 				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (延べ利用人数/年)	585	585	585	585	585
	確保方策 (提供体制) (延べ利用人数/年) ※定員数×実施日数×実施施設数	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500

計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	287				
	確保方策 (提供体制) に 対する実績	13,215				
	評価	市内3か所の保育所で実施し、緊急・一時的な保育を必要とする保護者のニーズに対応することができた。				
	今後の方向性など	引き続き、多様な保育ニーズに応えるため、保育所における一時預かりを実施していく。				
備考						

本計画の内容	事業名	(9) 時間外保育(延長保育)事業				
	所管部	こども未来部(子育て支援課)				
	事業の概要等	<p>【事業概要】 保育認定を受けた児童について、保育所の通常の保育時間を超えて、保育所・認定こども園において保育を実施する事業</p> <p>【対象】 保育所等の在園児童とその保護者</p> <p>【実施内容・確保方策(提供体制)など】 ・認可保育所において、保護者の就労形態の多様化、超過勤務などに伴う保育需要に応えるため、開所時間を午後7時まで延長して保育を実施します ・仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえながら、市全体の実施体制について検討します</p>				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (実利用人数/年)	606	606	606	606	606
	確保方策(提供体制) (実利用人数/年) ※定員数	871	871	871	871	871

計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	578				
	確保方策(提供体制) に対する実績	881				
	評価	保育必要量が短時間認定である児童のための延長保育事業については、前年度と同様に27か所において実施し、開所時間を午後7時まで延長する延長保育事業についても、前年度と同様に12か所において実施したことにより、保護者の多様な就労形態や超過勤務などに伴う保育ニーズに応えることができた。				
	今後の方向性など	仕事と子育ての両立を図る事業として、引き続き利用者のニーズに対応するため事業を実施していく。				
備考						

本計画の内容	事業名	(10) 病児保育事業				
	所管部	こども未来部(子育て支援課)				
	事業の概要等	<p>【事業概要】</p> <p>感染症の発症等により一時的に保育所等を利用できない病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士が一時的に保育する事業</p> <p>【対象】</p> <p>児童(市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校に通う1歳6か月～小学校3年生)とその保護者</p> <p>【実施内容・確保方策(提供体制)など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月から開設した認定こども園の専用施設(民営1か所)において、引き続き、実施します 仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえながら、対象児童の範囲や確保方策(受入定員)など、市全体の実施体制について検討します 				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (延べ利用人数/年)	710	678	643	623	595
確保方策(提供体制) (延べ利用人数/年) ※定員数×稼働日数	720	720	720	720	720	
計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	15				
	確保方策(提供体制) に対する実績	720				
	評価	<p>本事業の令和2年度の登録者数は90人おり、利用実績としては新型コロナウイルス感染症の影響などで、延べ利用人数は15人であったが、一時的に保育所等を利用できない病児保育への提供体制は十分確保することができた。</p> <p>なお、計画の需要量の見込み710人については、国の手引きを準用して算出したものであるが、就学前児童の保護者を対象に行ったニーズ調査の結果を基に、保護者が仕事を休む必要があった割合や病児保育の利用意向割合など、潜在的需要の要素も含まれた数値を用いて算出しており、実績との乖離が大きいことから、計画の中間見直しの際、算出方法を見直す予定である。</p>				
	今後の方向性など	引き続き、利用手続きの方法や周知方法等を検討し、本事業の認知度向上を図りながら事業を継続していく。				
	備考					

本計画の内容	事業名	(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)				
	所管部	こども未来部(放課後児童課)				
	事業の概要等	<p>【事業概要】</p> <p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業</p> <p>【対象】</p> <p>就学児童(小学校1~6年生)とその保護者</p> <p>【実施内容・確保方策(提供体制)など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校及び勤労女性センター、塩谷児童センター(社会福祉法人との委託契約により実施)において放課後児童クラブを開設し、利用を希望する児童の受入に努めるとともに、必要に応じて施設の整備、改修を行います ・放課後や長期休暇中に小学校の余裕教室を活用して、学習や体育活動などの機会を提供する「放課後子供教室」の開設について、その基本となる「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブとの一体的な又は連携した展開を目指し、検討を行います 				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (実利用人数/年)	909	846	809	747	712
	1年生	287	267	265	227	235
	2年生	245	235	218	217	186
	3年生	201	179	172	159	158
	4年生	110	102	91	87	80
	5年生	39	46	43	38	37
6年生	27	17	20	19	16	
確保方策(提供体制) (実利用人数/年) ※利用定員数	912	912	912	912	912	

計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	828				
	1年生	308				
	2年生	226				
	3年生	167				
	4年生	87				
	5年生	20				
	6年生	20				
	確保方策(提供体制) に対する実績	912				
	評価	令和2年度については前年度と同様、16か所、27クラブを開設し、実利用人数は828人で、待機児童はゼロであった。1年生が若干増加したものの、他のすべての学年において減少し、実利用人数は前年度と比べ82人の減、需要量の見込みと比べ81人の減であったものの、待機児童を出すことなく実施できた。また、放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、児童の健全育成を行うことができた。				
	今後の方向性など	引き続き事業を継続していくが、放課後児童クラブの運営開設時間等に関するニーズに対しては、人材確保と人件費が課題となっている。また、放課後子供教室は、教育部生涯学習課が土曜日を実施している「地域子ども教室」を平日放課後に実施することを検討しているが、プログラムを実施するための人材確保とコロナ禍での学校施設の利用が大きな課題となっている。				
備考						

本計画の内容	事業名	(12) 実費徴収に係る補足給付事業				
	所管部	こども未来部(子育て支援課)				
	事業の概要等	<p>【事業概要】 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入、行事への参加に要する費用及び給食を実施している場合の副食費を補助する事業</p> <p>【対象】 特定教育・保育施設等の利用世帯(所得制限あり)</p> <p>【実施内容・確保方策(提供体制)など】 ・事業の周知を図り、今後も引き続き、対象者への助成事業を行います</p>				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み (延べ利用人数/年)	1,635	1,635	1,635	1,635	1,635
	1号認定	41	41	41	41	41
	2・3号認定	106	106	106	106	106
新1号認定	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	
確保方策(提供体制) (延べ利用人数/年)	1,635	1,635	1,635	1,635	1,635	

計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	842				
	1号認定	29				
	2・3号認定	83				
	新1号認定	730				
	確保方策(提供体制) に対する実績	842				
	評価	保護者の世帯所得の状況等を勘案し保護者が支払うべき教材費や副食費などの必要な費用について、対象者全員に助成を行った。				
今後の方向性など	引き続き対象児童への助成を実施し、円滑な教育・保育の利用を図る。					
備考						

本計画の内容	事業名	(13) 多様な事業者の参入促進事業				
	所管部	こども未来部（子育て支援課）				
	事業の概要等	<p>【事業概要】 特定教育・保育施設への新規参入事業者に対する相談・巡回支援を行う事業</p> <p>【対象】 特定教育・保育施設への新規参入事業者</p> <p>【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・新規参入事業者があった場合には、適切な相談・巡回支援を実施します</p>				
	計画の指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	需要量の見込み （実施施設数）	0	0	0	0	0
	確保方策（提供体制） （実施施設数）	0	0	0	0	0

計画に対する評価等	需要量の見込み に対する実績	0				
	確保方策（提供体制） に対する実績	0				
	評価	令和2年度については、新規に参入する事業者がいなかったため、事業は実施しなかった。				
	今後の方向性など	必要に応じて事業者に対して適切な相談、巡回支援を実施する。				
	備考					